



総務課

○児童・園児を交通事故から守ろう。

三月二十一日～四月二十日まで。
新入学児童、園児の交通事故防止運動期間。

もうすぐ新入学(園)期です。楽しいこの時期に例年、幼児、児童の交通事故が多発します。

これらの子供達を交通事故より守るために、新入学児童、新入学園児の交通事故防止運動が実施されます。

年々、交通の取締りが強化され運転者は安全運転に注意を払うようになり、又、学校、保育園では交通安全教育が徹底されてきて登下校時の交通事故が減少してきておりますが、帰宅後、すなわち学校、保育園より解放された時に交通事故が増大しております。

それでは家庭内での交通安全教育を行ない、両親から離れてもよいだけの教育、例えば
○ 道路の歩きかた、横断のしかた。
○ 道路への飛び出し、路上での遊びのおそろしき。

○ 自転車の乗りかた。
○ 自転車の少ない所で乗る。大人用の自転車は乗らない。
○ 左側通行を必ず守る。
○ このようなことを口先だけでな

く、手本を示し、実地でおしえ、又、服装は動きやすいものを身につけさせることも大切なことです。子供達の両親だけでなく、村民一人一人が危険な状態を見たら「ひとこと注意」してあげるなど、村ぐるみでこの運動を推進し大切な子供達を交通事故から守りましょう。

住民課

より

○あなたは交通災害共済組合に加入されていますか。

最近の交通事故激増に伴い、事故を受けたいときの被害を経済的に助け合おうと、43年9月新潟県内全部の市町村が加入して出来ました。

制度でありまた皆さんの御理解により44年度は九六四人が加入されました。加入期間は毎年4月に始まり3月に終了します。掛金は大人年300円、中学生以下年300円で、交通事故で一週間以上の被害を受けたとき5千円から50万円迄の見舞金が傷害の程度により支給されます。村では44年4月から45年1月迄に9人の方が一三万五千円の見舞金を受けていられます。

自動車・電車・バス・自動車・自転車等により傷害を受けた場合見舞金が支給されます。例えば次のような場合にも受けられます。
①自転車でころんで傷害を受けた。

納税者の皆さん

昭和44年度分の村税を完納されましたでしょうか。

もし、未納がある場合は一日も早く納入して下さい。納めにくくは延滞金が加算され、なおさら納めにくくなります。3月下旬に未納者の方へ係職員が整理に参上する予定です。よろしくお願いします。(税務係)

○ねたきり老人 家庭奉仕員設置
ねたきり老人対策として、昭和四十四年度より国の社会福祉事業の一環として家庭奉仕員の設置制度がつくられました。月洞村もこのたび、左記の方を奉仕員として依頼し、今後のねたきり老人対策を強力を推し進めることになりましたので皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

月洞村ねたきり老人家庭奉仕員
登石 トミイ
笹川 カウ

保健係より

一、(乳幼児) 検診及びコンテ(妊産婦) ストについて

検診をかねて、春の乳幼児コンテストを次の日程で実施します。
3月11日 妊産婦健康相談(妊婦及び44・12・11・45; 31 出産の産婦と乳児)
3月12日 二、三才児検診(二才児42・10・11・43; 4・1三才児41・4・2・9・30)

3月18日 乳児検診(コンテストの該当者は、44・4・2・9・30生れ)

二、業者者間接撮影について
結核予防法に定められている業態者は、年二回間接撮影を受ける義務があります。該当者は通知をいたしますから、都合をつけて必ず受診して下さい。

○生れた人
氏名 保護者 部落
五十嵐 均 (勝) 大別当
小山 一弘 (久司) 約登新
田中 真一 (正吉) 西置場
山際 吉行 (勉) 月洞
小林 恵美子 (紀夫) 月洞
小林 一徳 (栄一) 木滑



産業振興課

より

一、昭和四十五年固定資産課税台帖の縦覧について

昭和四十五年の固定資産課税台帖を三月一日から二十日迄の間月洞村役場に於て縦覧に供します。本年度は評価替えが実施されましたので是非縦覧下さい。

二、昭和四十五年固定資産課税納期の一部変更について
地方税法の一部改正が今国会に提出されました。三月末日迄に通過の見込みがありませんのでこの為固定資産税第一期の納期を本年度に限り、五月十六日から五月末日となる見込みです。第二期以降の納期は従前と変りない予定です。(税務課)

後記
『春近し』ということとで、トップに早春の写真を掲載しました。今月で昭和四十四年度は終ります。四月の新年度から「広報つきがた」に新風を吹き込むよう担当者一同努力致します。皆様の協力をお願いします。